

堀川放置艇（プレジャーボート）対策

実施計画（案）

令和4年11月

堀川プレジャーボート対策協議会

目 次

1. 計画策定の目的	1
2. これまでの取り組みと検証	1
2-1. これまでの取り組み	1
2-2. 規制強化の検証	3
2-3. 啓発活動の検証	4
2-4. 係留施設確保の検証	4
3. 当面の実施計画（令和4年度～令和6年度）	6
4. 当面の対策スケジュール	8
5. 実施分担	9

[附 属 資 料]

1. 計画策定の目的

河川区域内におけるプレジャーボート等の船舶の係留について、河川法第 24 条、第 26 条の規定に基づく河川管理者の許可が必要であり、無許可で係留している船舶は不法係留となる。

船舶の不法係留は、周辺地域の生活環境及び景観や水環境に悪影響を及ぼすと共に、津波の河川遡上や洪水により「橋梁や護岸への衝突被害」、「河道閉塞等の流下阻害」、「燃料の発火による火災」、「交通遮断等の二次被害」などが想定され、防災上の観点においても容認できない行為である。

堀川水系においては、平成 24 年以降「重点係留禁止区域」の設定等の規制強化と啓発活動の実施により一定の効果が認められているが、依然として多くの不法係留船（以下、放置艇）が存在している状況であることから、これまでの取組みを検証し、放置艇解消のための実施計画を策定するものである。

2. これまでの取組みと検証

2-1. これまでの取組み

- ・平成 22 年のプレジャーボート全国実態調査を受け、堀川の放置艇対策に着手。
- ・平成 24 年 2 月に大社地域協議会等から出雲県土整備事務所長宛に要望書が提出。
- ・平成 24 年 5 月に「堀川プレジャーボート対策協議会」を立ち上げ、地元や関係機関と共有しながら対策を開始。

<規制強化>

- ・河川パトロールの強化（平成 23 年 9 月～）
- ・船舶所有者に移動通知文を发出（平成 24 年 3 月、平成 26 年 3 月）
- ・重点係留禁止区域の告示（平成 24 年 7 月）
- ・重点係留禁止区域の係留者を中心に訪問指導（平成 24 年 5 月～）
- ・重点係留禁止区域内係留者に指示書送付（平成 25 年 6 月）
- ・簡易代執行の実施（平成 23 年 4 月より 7 回実施）

<啓発活動>

- ・重点係留禁止区域の周知（県報告示平成 24 年 8 月～）
- ・地元への広報活動（大社堀川だより、広報いずも、ご縁ネット放送等）
- ・看板設置（大型看板 2 基、小型移動式看板 15 基）
- ・船舶所有者への説明会開催（第 1 回平成 24 年 8 月、第 2 回平成 24 年 9 月）
- ・船舶所有者への意向確認調査（平成 24 年 7 月、9 月、平成 30 年、令和元年 8 月、11 月、令和 2 年 4 月、令和 4 年 3 月）
- ・ホームページ掲載（平成 30 年～）
- ・地元関係者や出雲市と連携した堀川美化活動（平成 30 年～ 毎年 10 月頃）

<係留施設の確保>

- ・民間保管施設調査（平成 24 年 11 月～）
- ・大社漁協、宇竜漁港漁業者との意見交換（平成 24 年 9、10 月）
- ・鶴峠漁港、鷺浦漁港現地確認（平成 24 年 10 月）
- ・公共保管施設整備の検討（平成 24 年 7 月～平成 25 年 3 月）
- ・漁港管理者、民間保管施設事業者との協議（平成 28 年）
- ・新駐艇場整備にかかる協議審査（令和 2 年 9 月～令和 4 年 6 月）

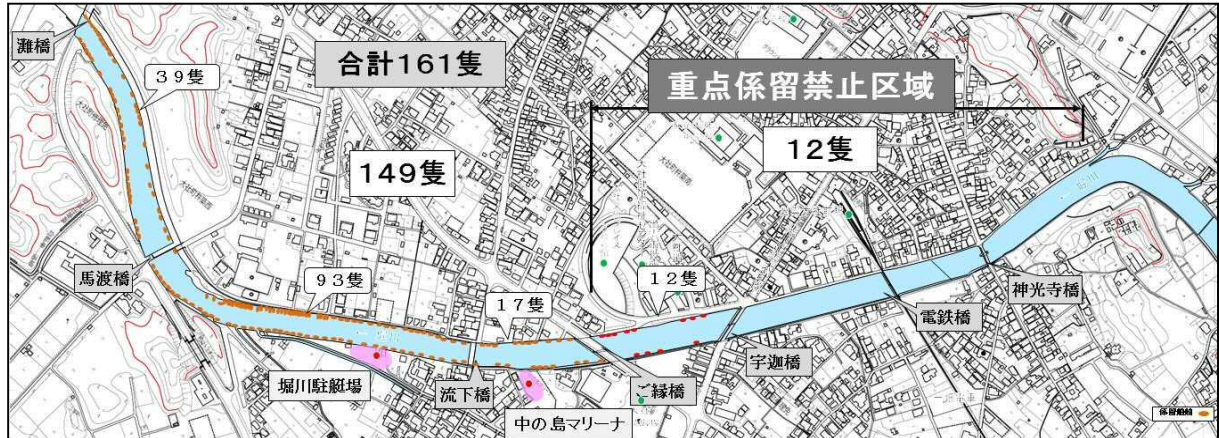
<宇迦橋工事関連>

- ・宇迦橋上流の係留船舶及び係留施設の移動（R1～R2）

2-2. 規制強化の検証

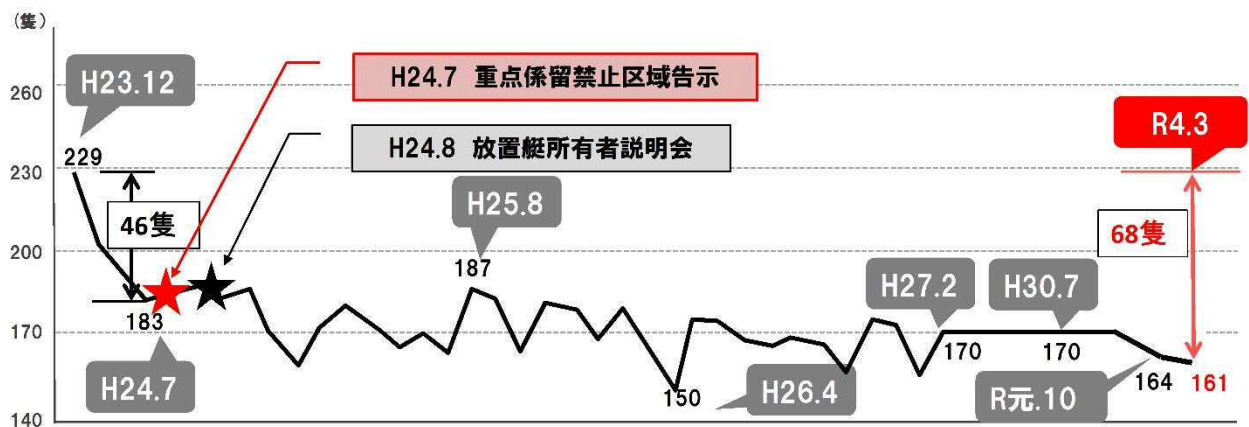
1) 重点係留禁止区域の現状

平成24年7月に重点的に取り組むエリアとして、ご縁橋から上流約800m区間を「重点係留禁止区域」として告示し、個別訪問等で船舶の移動を要請しているが、廃船、陸揚げなど一定の効果があったものは放置艇全数に対し30%である。



- 令和4年3月末日、重点係留禁止区域に係留する船舶は12隻
- 重点係留禁止区域より下流に149隻の船舶に係留
- 堀川全体で161隻の放置艇に係留

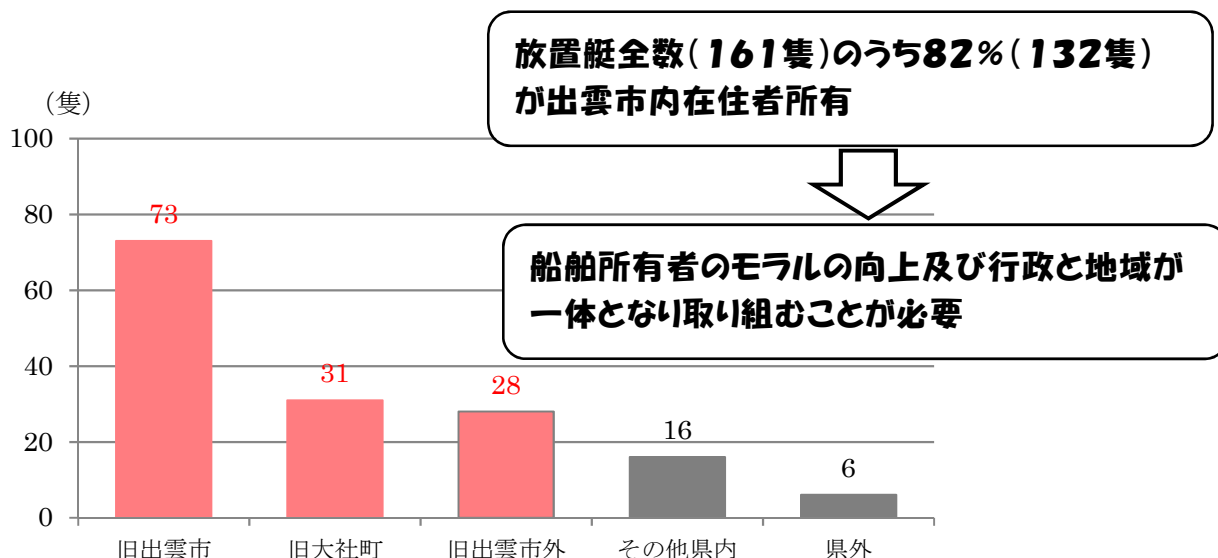
2) 放置艇の推移



項目	重点係留禁止区域の船舶数	左記以外の船舶数	堀川放置艇全数
H23.12 時点	65	164	229
R4.3 時点	12	149	161

効果 30%

3) 放置艇の所有者 (令和4年3月末現在)



2-3. 啓発活動の検証

平成24年7月の重点係留禁止区域の告示以降、各種広報（大社堀川だより発行、広報いずも掲載、ご縁ネット放送、県報掲載等）による周知を行っている。また、宇迦橋架け替え工事に伴い撤去の周知を強化したことにより、当該区域において7隻の減となった。（令和元年9月19隻→令和4年3月12隻）ただし、悪影響に対する具体的なイメージが伝わっていないためか、その他の区間では平成26年以降は目立った効果が出ていない。

2-4. 係留施設確保の検証

●係留・保管施設の整備検討

- 平成25年度～26年度に「暫定係留施設」、「係留保管施設」の検討を行っているが、公的資金による施設整備については、対外的にも理解が得られないため検討外としている。
- 新規の民間投資による施設整備については、(株)HIRO産業が堀川河口部へ新駐艇場整備計画を策定、令和4年7月30日に工事着手した。収容隻数は210隻であり、令和5年1月に開業予定である。
- 出雲県土整備事務所では、上記申請に伴う開発行為の審査や関係法令にかかる許認可事務を行っている。

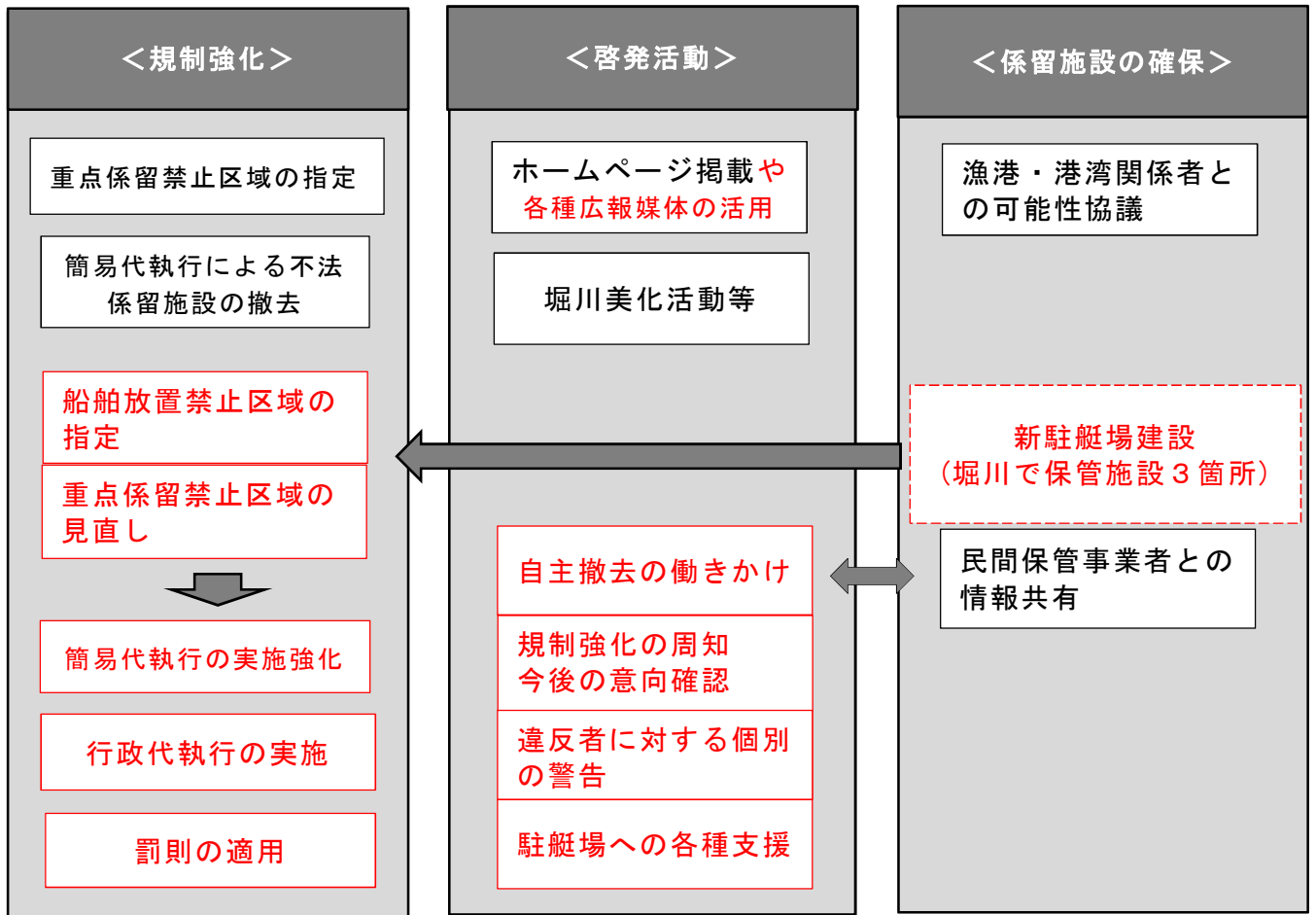
●漁業協同組合 J F しまね大社支所の意見

- ・ 大社漁港内で係留可能な箇所はない。
- ・ プレジャーボートは軽量のため、転覆、破損の恐れが高い。
- ・ プレジャーボート所有者は、使用回数が少なく日常の管理をしない。特に、悪天候時にきちんと管理できないうえ、事故、損傷等が生じた場合の対応もできないため、漁港の安全管理上問題がある。

3. 当面の実施計画（令和4年度～令和6年度）

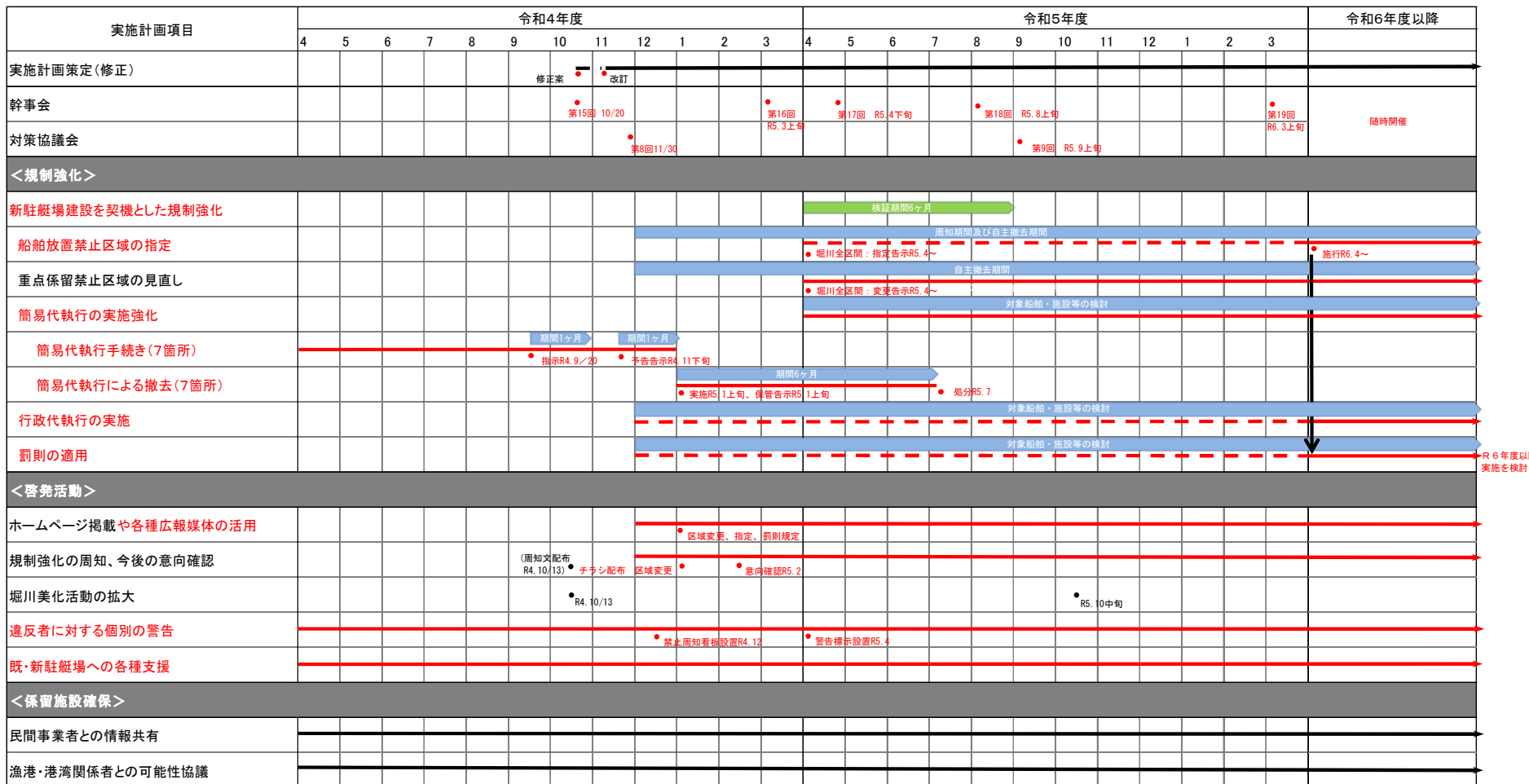
令和4年度より今後3年間は以下の取り組みを実施し、その効果を検証しながら、改善・強化に繋げていく。

◆放置艇対策実施計画策定（R4）
◆当面の実施計画（令和4年度～令和6年度）
<規制強化>（法に基づく取り組み） 附属資料 附-7～9 参照
<ul style="list-style-type: none">● 船舶放置禁止区域（河川法29条関係）の指定● 重点係留禁止区域の見直し● 簡易代執行の実施強化● 行政代執行の実施● 罰則の適用
<啓発活動>（地域住民、船舶所有者に対する取り組み） 附属資料 附-10,11 参照
<ul style="list-style-type: none">● ホームページ掲載や各種広報媒体の活用● 船舶所有者への規制強化等取り組みの周知と今後の意向確認● 地元関係者や出雲市と連携し堀川美化活動を地域全体の取り組みへ拡大● 違反者に対する個別の警告● 既・新駐艇場への各種支援
<係留施設の確保>
<ul style="list-style-type: none">● 民間保管施設事業者との情報共有● 漁港・港湾関係者との可能性協議



4. 当面の対策スケジュール【別添拡大図参照】

堀川放置艇(プレジャーボート)対策実施計画スケジュール(案)



R 6年度以降実施を検討

5. 実施分担

実施計画項目	● 主担当 ○ 副担当			
	地域	出雲市	出雲県土 整備事務所	※県庁 三水域関係課
<規制強化>				
船舶放置禁止区間の指定			●	○
重点係留禁止区域見直し			●	○
簡易代執行の実施強化			●	
行政代執行の実施			●	○
罰則の適用			●	○
<啓発活動>				
ホームページ掲載や各種広報媒体の活用		○	●	○
規制強化の周知、今後の意向確認		○	●	
堀川美化活動の拡大	○	●		
違反者に対する個別の警告			●	
既・新駐艇場への各種支援	○	●	○	
<係留施設確保>				
民間事業者との情報共有	○	●		
漁港・港湾関係者との可能性協議		○	●	○
※河川課、港湾空港課、水産課				